

一般社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会
役員退職手当支給規程

(総 則)

第1条 一般社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会の常勤役員(以下「役員」という。)の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 役員が退職した場合において、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)の役員在職期間及びその者の退職給付引当額として積立てた預金額に応じて退職手当を決定し、理事会の議決を経て退職手当を支給することができる。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、原則として一般社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会職員退職給与規程第4条及び第5条に準じて算出して得た額とする。

(役員在職期間の計算)

第4条 退職手当算定の基礎となる役員在職期間の計算は、協会の役員として引き続いた在職期間とする。ただし、在職期間の計算に当たっては、その者が60歳になった日の属する月までを参入の限度とする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年3月23日から施行する。ただし、第16条第1号に掲げる運営管理基盤強化資産の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から適用する。